

# 長瀬町行政改革大綱

「効率的な行財政運営と住民サービスの向上を目指して」

平成24年3月

長 瀬 町

# 長瀬町行政改革大綱

## 1 基本理念

「効率的な行財政運営と住民サービスの向上を目指して」

## 2 基本方針

基本理念のもと、次の4つの柱を基本方針とします。

- (1) 住民との協働によるまちづくりの推進
- (2) 持続可能な行財政基盤の確立
- (3) 効率的な組織・機構の構築
- (4) 住民の信頼に応える職員の育成

## 3 行政改革の推進体制

行政改革の推進にあたっては、長瀬町行政改革推進本部が中心となって、長瀬町行政改革推進委員会の意見を十分に尊重し、全庁的に取り組み、進捗状況についても積極的に住民に公表します。

### ① 長瀬町行政改革推進本部

副町長を本部長、総務課長を副本部長とし、全庁的に改革を推進するための中心組織として設置し、推進項目の取組状況を点検及び進行管理します。

### ② 長瀬町行政改革推進委員会

行政改革の取組状況について、民間の立場から助言を受けるなど、住民と一体となって実施します。

## 4 行政改革推進の重点項目

### (1) 住民との協働によるまちづくりの推進

多様化・高度化する住民ニーズや地域の課題に対して、迅速かつ的確に対応するため、住民と行政との役割を明確にする必要があります。

さらに、民間の活力と発想力を最大限に活かして、柔軟で質の高い公共サービスを提供するため、住民や企業、ボランティア組織、NPOなど地域社会を

構成する団体との協働によるまちづくりを推進します。

また、住民とのパートナーシップを築くため、積極的な情報公開や情報提供を行い、行政の透明性・公平性の確保に努めます。

## **(2) 持続可能な行財政基盤の確立**

住民サービスの維持・向上に配慮しつつ、行政関与の必要性・公平性・有効性の観点から、事務事業の見直し、義務的・管理的経費の縮減、投資的経費の抑制を実施し歳出全般の効率化を図るとともに、自主財源の確保に努め持続可能な行財政基盤の確立を図ります。

## **(3) 効率的な組織・機構の構築**

地域主権改革の推進や多様化・高度化する行政課題を的確に把握し、迅速で質の高い行政サービスを実行できる、効率的な組織・機構の構築を図ります。

## **(4) 住民の信頼に応える職員の育成**

迅速かつ的確な改革を推進するため、職員一人ひとりの課題解決能力や政策立案能力の向上など、職員のさらなる資質向上を図ります。

さらに、職員が主体的に学習できる研修機会を拡充し、前例にとられない柔軟な思考とさまざまな課題に対応できる人材を育成します。

# **5 実施計画の策定**

行政改革の着実な推進を図るため、具体的な取り組みを定めた実施計画を策定します。

# **6 その他**

本大綱は平成24年4月1日から実施し、終期は定めません。

なお、本大綱に変更が必要な場合は改正を行います。